

CONSTRUCTION INDUSTRY

建設業

工事発注者の
皆様へ

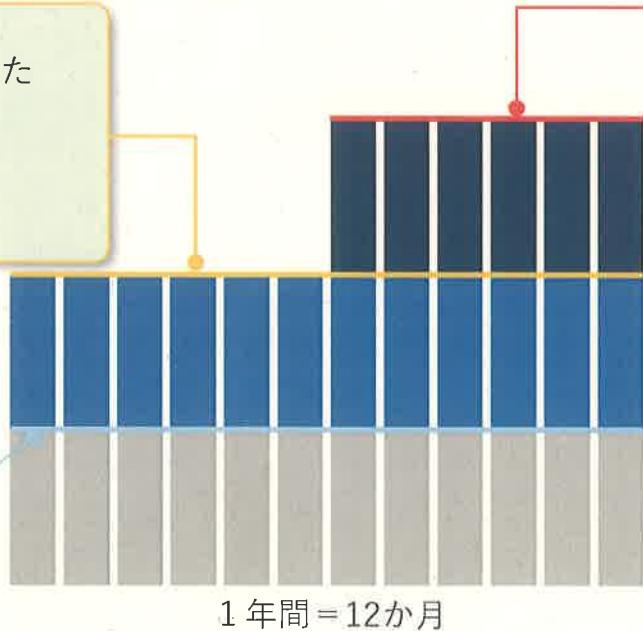
令和6年4月1日から
時間外労働の上限規制が適用されます。

◆ 上限規制のイメージ

1 原則

- 36協定を締結した場合の上限
 月45時間以内
かつ
年360時間まで

- 法定労働時間
 1日 8時間
 週40時間



2 特別条項

○臨時的・特別事情により、1の原則を超える36協定を締結した場合の上限

- 年720時間
 月100時間未満※
 複数月平均80時間※

時間外労働が月45時間を超えることができる年は6回まで

※休日労働を含む。

災害時の復旧・復興の事業に限り、月100時間未満、複数月平均80時間の規制は適用されません。

◆ 上限規制の円滑な適用のために

公共工事・民間工事を問わず、工事発注者の皆様には、下記の取組について御理解・御協力をお願いします。

適正な工期設定

時間外労働の上限規制をはじめ、週休2日の確保、年次有給休暇の取得、天候不良による作業不能日数等をあらかじめ考慮した工期の設定をお願いします。

適切な賃金水準の確保等

賃金の引上げ等に伴う適切な賃金水準を確保するための労務費、労働災害防止対策に要する安全衛生経費等必要経費を適正に計上した発注をお願いします。



福岡労働局・労働基準監督署

建設業に携わる皆様へ



特設サイトを開設しています！



特設サイトはこちらから /



上限規制をはじめとした働き方改革の内容のほか、中小企業・小規模事業者等が自社内の働き方改革を推進するにあたり、先進的な取組を行っている中小企業・小規模事業者等の好事例をご紹介していますので、是非ご活用ください。

36協定の様式が新しくなります！



ダウンロードはこちらから /



原則として時間外労働を1か月45時間、1年360時間以内で協定することが必要です。特別条項を設ける場合であっても、災害時における復旧・復興の事業を除き、時間外・休日労働の合計は1か月100時間未満、2～6か月平均80時間以内で協定することが必要です。

手続フローチャート

月45時間超の時間外・休日労働が見込まれる



災害復旧・復興の対応が見込まれる



災害復旧・復興の対応が見込まれる



様式
9号の
3の3



様式
9号の2



様式
9号の
3の2



様式
9号

下請たたきは禁止されています！



労働基準監督署では、著しく短い工期を設定するなどの行為（いわゆる「下請たたき」）に関する相談に対応し、国土交通省への取次ぎも行っています。

建設事業のQ & A

Q 上限規制における時間外労働と休日労働は別のものですか。

A 労働基準法においては、時間外労働と休日労働は別のもととして取り扱い、時間外労働とは法定労働時間を超えて労働した時間、休日労働とは法定休日に労働した時間をいいます。

上限規制の詳細や災害時における復旧・復興の事業の範囲、36協定に関する疑義をとりまとめてあります。



働き方改革推進支援センターをご活用ください！



ホームページは
こちらから /



建設業の業界事情・労務管理に知見のある専門家が、上限規制や助成金の活用など様々なお悩みの解決に向けてサポートします。

お問い合わせ先

厚生労働省 福岡労働局

TEL : 092-411-4862



くらし、はたらき、ともにススメ！

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare



公共工事の発注者の皆様へ

建設業の働き方改革の推進のため、適正な工期での工事発注を！

建設業は地域のインフラ整備やメンテナンスの担い手であるとともに、地域経済・雇用を支え、災害時には最前線で地域の安全・安心の確保を担う地域の守り手でもあります。

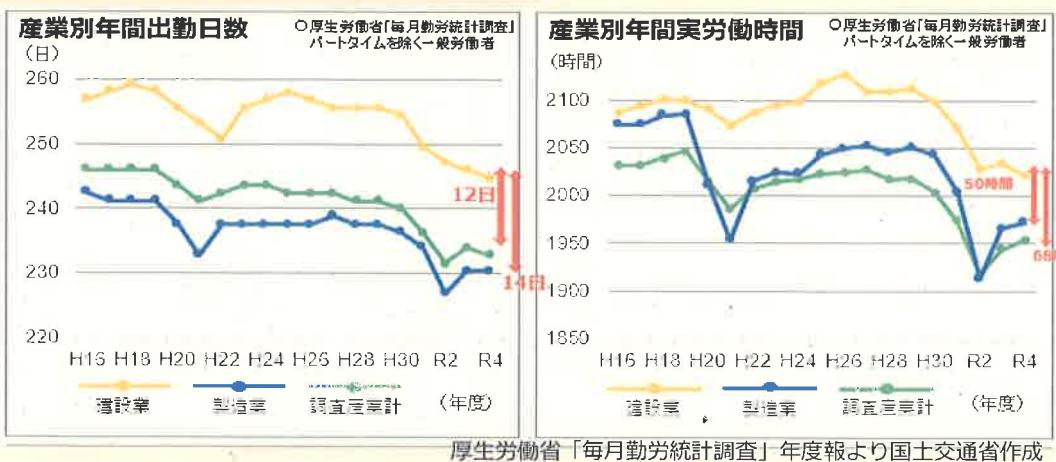
しかし、他産業に比べ、長時間労働の状態にあることなどから、技能者の急速な高齢化と若者離れが進んでおり、将来の担い手不足が深刻化しています。

年齢階層別の建設技能者数



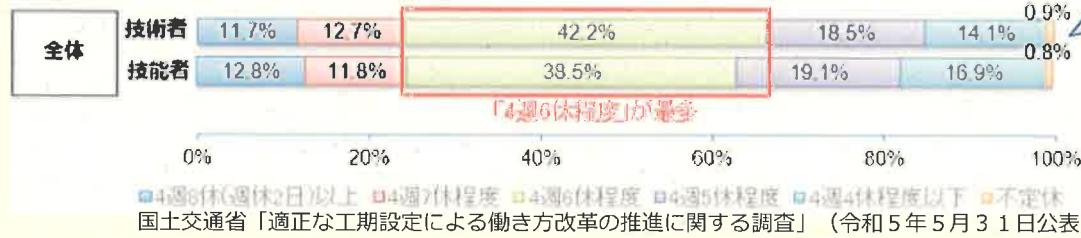
60歳以上の技能者が全体の約25%を占めているのに対し、将来の建設業を支える29歳以下の割合は約12%。若年入職者の確保・育成が喫緊の課題。

建設業の働き方の現状



建設業の年間出勤日数は全産業と比べて12日多い。また、年間総実労働時間は全産業と比べて68時間長い。

建設業における平均的な休日の取得状況

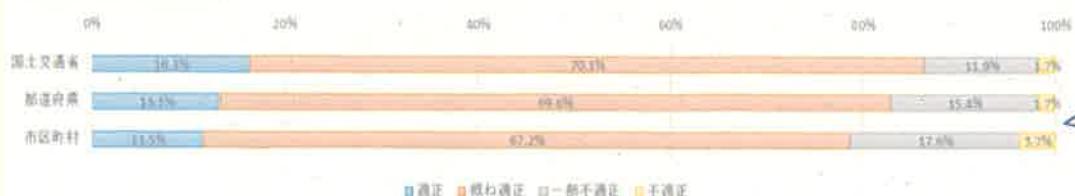


技術者、技能者とも、4週8休（週休2日）の確保ができない場合が多い。

技術者：主任技術者や監理技術者等、施工管理を行なう者

技能者：建設工事の直接的な作業を行う、技能を有する労働者

適正な工期設定



市区町村では、一部不適正、不適正をあわせた割合が2割を超える

2024(令和6)年4月1日から 建設業にも時間外労働の上限規制が適用されます

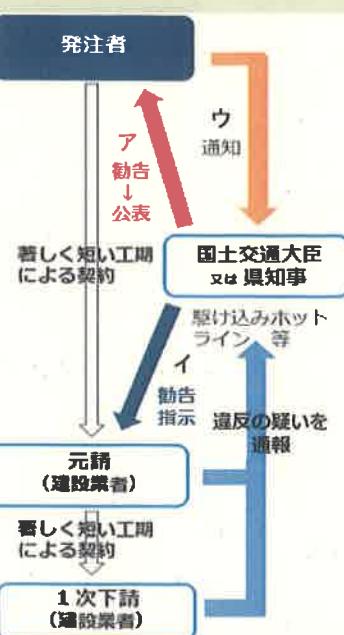
2024(令和6)年4月1日以降、建設業における時間外労働の上限は原則として**月45時間・年360時間**となり、臨時的な特別な事情がなければこれを超えることができなくなります。

時間外労働の上限規制特設サイト



著しく短い工期の請負契約は禁止されています

たとえ発注者と受注者が合意していても、令和6年4月以降、上限規制を上まわる違法な時間外労働を前提として設定された工期は、「著しく短い工期」となり、建設業法第19条の5に違反するおそれがあります。また、工期を変更する場合も建設業法は適用され、変更後の工事を施工するために「著しく短い工期」は禁止されています。



○違反した場合、建設業法第19条6により、許可行政庁（国土交通大臣又は県知事）が発注者に勧告することができ、勧告に従わない場合は公表されることがあります。（左図ア）

○建設工事の注文者が建設業者であった場合、許可行政庁は建設業法第41条を根拠とする勧告や第28条を根拠とする指示処分を行うことができます。（左図イ）

○建設工事の受注者が下請業者と著しく短い工期で下請契約を締結していると疑われる場合は、当該工事の発注者は公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第11条に基づき、当該受注者の許可行政庁にその旨の通知（左図ウ）が必要です。

「通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間」とは

単に定量的に短い期間を指すのではなく「工期に関する基準」（令和2年7月 中央建設業審議会作成、勧告）等に照らして不適正に短く設定された期間をいう。

◇工期に関する基準

（令和2年7月 中央建設業審議会作成・勧告）

建設工事において適正な工期を確保するための基準が定められており、これに基づいた工期の設定をお願いします。

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000190.html



適正な工期の設定は発注者の責務です

公共工事品確法第7条において、発注者の責務として以下の内容が規定されています。

- ①休日、準備期間、天候等を考慮した**適正な工期の設定**
- ②公共工事の**施工時期の平準化**に向けた、債務負担行為・繰越明許費の活用による翌年度にわたる工期設定、中長期的な発注見通しの作成・公表等
- ③設計図書の変更に伴い工期が翌年度にわたる場合の繰越明許費の活用等

建設業の厳しい現状を理解して頂き、工事を発注する際には、4週8閉所や週休2日制を取り入れるなど働く方の休日数も考慮した適正な工期での契約締結をお願いします



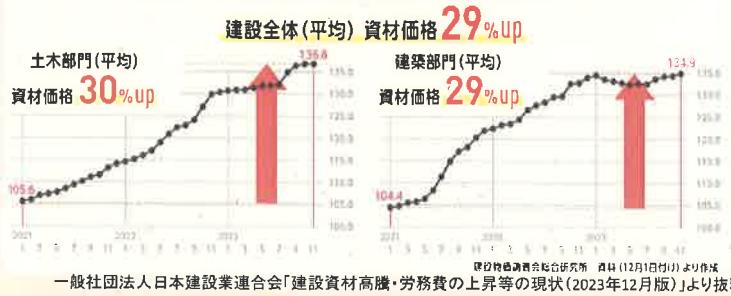
公共工事の発注者の皆様へ

～資材価格の高騰・賃金の上昇を踏まえた適正な価格での契約をお願いします～

世界的な原材料費等の価格高騰や円安の影響を受けて、資材価格が高騰しています。また、政府の賃上げの方針や、公共工事設計労務単価の引き上げもあり、建設技能労働者の賃金が上昇しています。

資材価格の推移

2021年1月～2023年11月の建設資材物価指数(東京)の推移 (2015年平均=100)



建設資材価格は、令和3年から高騰。

公共工事設計労務単価の推移

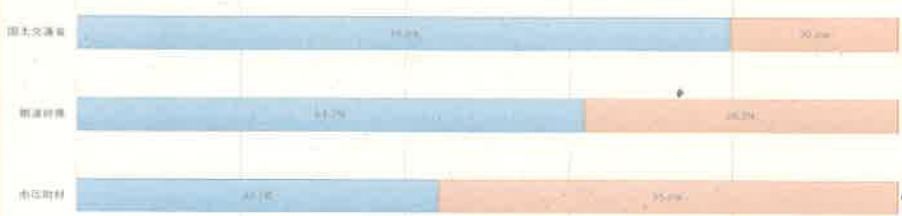


公共工事設計労務単価は、11年連続で上昇しており、この間の上昇率は65.5%。

このような状況のなか、建設業団体が会員企業に実施したアンケートによると、公共工事（特に市区町村）の発注において、予定価格に最新の労務単価や資材・機材等の実勢価格が適切に反映されていない、また、施工条件の変化や価格高騰などに伴う必要な変更契約が実施されていないという回答が多く見られています。

最新の労務単価や資材・機材等の実勢価格の予定価格への適切な反映

予定価格に、最新の労務単価や資材・機材等の実勢価格が適切に反映されているか



市区町村においては、予定価格に最新の労務単価や資材・機材等の実勢価格を「(あまり)反映していない」との回答が50%を超えていている。

必要な契約変更

施工条件の変化や価格高騰などに伴う必要な契約変更は行われているか



市区町村においては、施工条件の変化や価格高騰などに伴う必要な変更契約が「(あまり)行われていない」という回答が60%を超えている。

裏面に続きます

予定価格の設定に当たっては、最新の実勢価格を適切に反映してください

公共発注者の責務（入契法適正化指針における記述）

…予定価格の設定に当たっては、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の最新の実勢価格を適切に反映させつつ、建設発生土等の建設副産物の運搬・処分等に要する費用や、法定福利費、公共工事に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約の保険料等、実際の施工に要する通常妥当な経費について適正な積算を行うものとする。

<適正化指針：第24(1)>

可能な限り入札日に近い時点における最新の単価を用いて、適正な予定価格の設定をお願いします。

具体的には、

- ・物価資料を活用している場合は、最新の単価を活用
- ・単価を独自に調査し設定している場合は、直近の単価を調査し適切に反映

スライド条項の活用等、必要な変更契約の適切な実施をお願いします

公共発注者の責務（入契法適正化指針における記述）

…工事内容の変更が必要となり工事費用や工期に変動が生じた場合や、労務及び資材等の価格の著しい変動、資材等の納期遅れ等により工事費用や工期の変更が必要となった場合等には、施工に必要な費用や工期が適切に確保されるよう、公共工事標準請負契約約款に沿った契約約款に基づき、必要な変更契約を適切に締結するものとし、…

<適正化指針：第25(4)>

契約締結後において、資材価格等が値上がりし、受注者から協議の申し出があった場合には、適切に協議に応じ、状況に応じた必要な変更契約を実施するようお願いします。変更契約を行なわない場合は、建設業法第19条の3に規定する「不当に低い請負代金の禁止」に違反するおそれがあります。

スライド条項の運用基準の策定状況



すべての都道府県・指定都市では単品スライド条項やインフレスライド条項の運用基準を策定しているが、市区町村では5割に達していない。

(補足)

公共工事標準請負契約約款においては単品・インフレスライドのスライド方法を協議事項としており、具体的に定めていない。そのため、実務においては各発注者がスライド条項の運用基準をそれぞれ事前に定めるか、個別協議にて対応する必要がある

令和5年度入契法に基づく入札・契約手続に関する実態調査（令和5年7月1日時点）

単品スライド：主要な工事材料の価格に著しい変動が生じ、請負代金が不適当となった場合に実施

インフレスライド：急激なインフレ又はデフレが生じ短期的に価格水準の変動が生じ、請負代金が不適当となった場合に実施

地方公共団体（市町村）においても、建設業の厳しい現状をご理解頂き、地域経済・地域社会の持続的な発展のために、公共工事の発注において一段の配慮をお願いします。

